

平成30年3月23日
白河市教育委員会
3月定例会会議録

平成30年3月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 平成30年3月23日(金)
開 会 午後2時59分
閉 会 午後4時52分

場 所 市役所 全員協議会室

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課等報告

議 事

- 議案第13号 白河市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第14号 白河市指定重要文化財(絵画)の指定について
議案第15号 白河市社会教育指導員の任命について
議案第16号 白河市いじめ防止基本方針について
議案第17号 白河市いじめ防止委員会規則について
議案第18号 白河市いじめ対策連携協力会議規則について
議案第19号 白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第20号 平成30年度白河市立小中学校管理職(学校長)の人事異動について

【追加議案】

- 議案第21号 白河市教育委員会事務局組織規則について
議案第22号 白河市教育委員会副主査等の人事異動の取扱いに関する規程について
議案第23号 白河市教育委員会事務局等処務規程について
議案第24号 白河市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第25号 白河市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について
議案第26号 平成30年4月1日付け白河市教育委員会事務局人事異動について

その他

- 協議事項 白河市立小中学校における学校司書要綱について
協議事項 「教職員多忙化解消アクションプラン」の概要について

○ 出席委員

- | | | | |
|------|--------|------|-------|
| 教育長 | 星 浩次 | 1番委員 | 金子 英昭 |
| 2番委員 | 鈴木 きよ子 | 3番委員 | 小松 裕子 |
| 4番委員 | 永山 均 | | |

○ 出席説明員

教 育 次 長	齋藤 稔	教育総務課長	水野谷 茂
学校教育課長	荒川 文雄	中央公民館長	双石 正義
図書館長	田中 伸哉	学校給食センター所長	藤田 和宏
スポーツ振興課課長補佐兼スポーツ振興係長	川島 敏一		
学校教育課主幹兼課長補佐兼指導係長	根本 秀一		
学校教育課主幹兼課長補佐兼管理係長	近藤 明		
学校教育課指導主事	稲川 竜寿	学校教育課指導主事	橋本 美智子
建設部文化財課長	鈴木 隆之	文化財課主任学芸員	内野 豊大

○ 書記

教育総務課課長補佐兼総務係長	宮尾 宏樹	教育総務課主査	富永 貢
----------------	-------	---------	------

【午後 2 時 59 分開会】

- 教育長** これより平成30年白河市教育委員会3月定例会を開会いたします。それでは、ただちに本日の会議を開きます。

日程第2 会期の決定

- 教育長** これより日程に入ります。日程第2、会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第4条の規定により本日1日間といたします。

日程第3 書記の指名

- 教育長** 次に日程第3、書記の指名を行います。書記には教育長において、宮尾教育総務課課長補佐、富永教育総務課主任主査を指名します。

日程第4 報告事項

- 教育長** 次に日程第4、報告事項に入ります。本日、小学校の卒業式を行ないました。委員の皆様には大変お世話になりました。15の小学校で厳粛に卒業式が行なわれたと報告を受けております。3月市議会定例会におきましても、先日閉会いたしまして教育委員会関連の予算を含め、議案全て承認されたところです。平成29年度最後の教育委員会となりますが、当教育委員会におきましては、様々な教育施策を展開して参りました。委員の皆様にも貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。平成30年度も本市の教育の充実発展に一層努力したいと思っておりますので、委員の皆様方のご指導ご協力をお願いいたします。
以上、報告いたします。

- 教育長** 次に、各課からの報告に入ります。既に、今定例会において報告すべき事項が配付されておりますので、各課からの報告事項については省略いたします。なお、報告事項の内容に補足がありましたら、報告願います。

- 教育総務課長** はい、教育長。平成30年度の機構改革により、全体的な部分として総務部、建設部、水道部、教育委員会と大きく4項目ありまして、教育委員会としまして健康給食推進室が新設となりました。また、11月に協議いただきました、第2次白河市男女共同参画計画と第2次白河市生涯学習推進計画が策定されましたので報告いたします。

- 教育長** これより一般質問に入ります。ただいまの教育長からの報告及びお手元にある報告事項、またただいま説明しました当初予算の概要並びに本市の教育行政一般に関

し、ご質問をお受けいたします。

○**永山委員** はい、教育長。中学校、小学校とそれぞれ卒業式に出席しましたが、学校関係の式典の際に、ステージに向かって来賓と主催者である学校との位置は右左と決まりはあるのですか。

○**学校教育課長** はい、教育長。ステージに向かって右側左側の配置については、その学校ごとに異なっており、各校のばらつきがあります。

○**永山委員** はい、教育長。私も実際に出席してみて、体育館の入り口の位置にもよるのでしょうか、学校ごとに異なっており、何か決まりがあるのかと思いお聞きしました。
もう一点、学校給食センターの運営委員会が開かれたと思うのですが、何か意見等ありましたか。

○**学校給食センター所長** はい、教育長。意見はそれほど多くは出ないのですが、野菜の値段が高いので、地元の野菜を使ったら良いのではないかという意見は出ました。

○**鈴木委員** はい、教育長。卒業式の歌については学校独自で決めているのですか。

○**教育長** 式歌については、学校独自です。

○**金子委員** はい、教育長。私の記憶では、揚げば尊しや蛍の光などの定番の歌を歌わなくなり、別な歌を歌うことが多くなって、市民や保護者などから、なぜ揚げば尊しや蛍の光などの歌を歌わないのかという声が上がったことがありました。それで、揚げば尊しや蛍の光などの歌は歌うことになって、それ以外の歌は自由になったのではないかと思います。

○**鈴木委員** はい、教育長。公民館教室の受講生募集についてですが、希望者全員が入れるのですか。

○**中央公民館長** はい、教育長。中央公民館の教室の半分くらいは抽選となります。他の公民館でもいくつかは抽選となる教室があります。

○**小松委員** はい、教育長。組織機構の見直しの中で、学校給食センターの一元化というのありましたが、これについて説明いただければと思います。

○**教育次長** はい、教育長。現在、学校給食センターでは、センターを利用している学校の分の給食に関する業務を行っており、自校給食を行なっている学校給食については、学校教育課が業務を行っており、これら市内の給食についての考え方などを統

一したほうが良いだろうとのことで、この別々の担当課において行なっている給食業務を健康給食推進室として一元化するという主旨のものです。

○金子委員 はい、教育長。室長は置かないのですか。

○教育次長 はい、教育長。室長は学校給食センター所長が兼務します。

○教育長 それでは、これにて一般質問を終了いたします。

日程第5 議事

○教育長 次に日程第5、議事に入ります。はじめに、議案第13号「白河市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○スポーツ振興課課長補佐 はい、教育長。平成28年4月1日から委嘱していた委員の2年間の任期がこの3月末で満了することに伴い、平成30年4月1日から、新任9名、再任46名の合計55名を委嘱しようとするものです。

○教育長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○教育長 これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○教育長 次に、議案第14号「白河市指定重要文化財（絵画）の指定について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○文化財課学芸員 はい、教育長。この度、市内常瑞寺に所在している、絵画2点について、いずれも貴重な作品であり、本市の歴史、学術上、価値の高いものであるため、白河市指定重要文化財（絵画）として指定しようとするものです。

○教育長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員 はい、教育長。資料を読むと、かなり細かく、素人では気づかないような所見等が書かれているのですが、鑑定を専門で行なう方がどなたかいるのですか。

○文化財課学芸員 はい、教育長。今回の仏画に関しては、福島県立博物館の絵画専門の学芸員の方に調査していただき、所見を頂戴したものを、こちらでまとめたものです。

○教育長 これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第14号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○教育長 次に、議案第15号「白河市社会教育指導員の任命について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○中央公民館長 はい、教育長。社会教育指導員については任期が1年以内となっており、毎年この時期の提案としているもので、中央公民館3名、表郷、大信、東各1名ずつの計6名で、うち新任2名となっております。

○教育長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○教育長 これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第15号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○教育長 次に、議案第16号「白河市いじめ防止基本方針について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○学校教育課長 はい、教育長。白河市子どもいじめ防止条例の施行に伴い、いじめ防止基本方針を策定しようとするものです。

○教育長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けい

たします。

○金子委員 はい、教育長。「いじめの基本認識」の項目の中で、「傍観者」について、周辺で暗黙の了解を与えている者としていますが、この表現について少し抵抗があるので、この部分の考えについて説明していただきたい。

○学校教育課長 はい、教育長。「傍観者」についてですが、中学生のいじめフォーラムにおいて、暴力のいじめ、言葉のいじめに加えて、空気のいじめ、つまり何もしないこともいじめであるということの意見が出ておりますので、その部分について注意しながらこの文言については検討してまいりたいと思います。

○教育長 これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第16号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○教育長 次に、議案第17号「白河市いじめ防止対策委員会規則について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○学校教育課長 はい、教育長。この規則は、白河市子どものいじめ防止条例第15条の規定に基づき、白河市いじめ防止対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものです。

○教育長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○教育長 これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第17号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○教育長 次に、議案第18号「白河市いじめ対策連携協力会議規則について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**学校教育課長** はい、教育長。この規則は、白河市子どものいじめ防止条例第14条の規定に基づき、白河市いじめ対策連携協力会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○**金子委員** はい、教育長。会議の開催のところで、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとなっていますが、委員は何人いるのですか。

○**学校教育課長** はい、教育長。本会議は人員を規定していません。必要な関係機関から必要な方々に来ていただくということで、まずは、市内23校の小中学校から必ず1名は出ていただくということを考えておりますので最低でも23名以上となります。その他に、年間を通していじめ防止をしていく上で必要な方々を関係機関からお呼びして委嘱するものです。

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第18号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第19号「白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**学校教育課長** はい、教育長。この規則は、平成30年度より副校長及び主幹教諭が県から派遣される学校があり、本市においても主幹教諭1名が配置される予定でありますので、それに伴い、管理規則を改正しようとするものでございます。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○**金子委員** はい、教育長。副校長はどういう形でなるのですか。

○**学校教育課長** はい、教育長。副校長の昇任試験があり、校長と同様の資質が求められます。

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第19号は原

案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第20号「平成30年度白河市立小中学校管理職（学校長）の人事異動について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**学校教育課長** はい、教育長。平成30年度白河市立小中学校管理職（学校長）の人事についてですが、今年は4名の退職者と3名の異動者となります。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第20号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第21号「白河市教育委員会事務局組織規則について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**教育総務課長** はい、教育長。今回の改正の主な点については、事務局に健康給食推進室を附置するものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第21号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第22号「白河市教育委員会副主査等の人事異動の取扱いに関する規程について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**教育総務課長** はい、教育長。この規程の改正については、項目に栄養技師並びに副主任栄養技師を追加しようとするものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第22号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第23号「白河市教育委員会事務局等処務規程について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**教育総務課長** はい、教育長。この規程の主な改正については、健康給食推進室の設置に伴う改正です。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第23号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第24号「白河市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**教育総務課長** はい、教育長。この改正の主な点については、項目に専門栄養技師を追加するものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第24号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第25号「白河市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**教育総務課長** はい、教育長。この改正については、白河市教育委員会事務局組織規則の一部改正にあわせ事務決裁規程について改正しようとするものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第25号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○**教育長** 次に、議案第26号「平成30年4月1日付け白河市教育委員会事務局人事異動について」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○**教育総務課長** はい、教育長。別紙のとおり平成30年4月1日付けの人事異動に関するものです。

○**教育長** それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【質疑なし】

○**教育長** これにて質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第26号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 その他

○**教育長** 次に日程第6、その他に入ります。協議事項といたしまして、「白河市立小中学校における学校司書要綱について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○**学校教育課長** はい、教育長。資料をご覧ください。今まで、学校司書について規定がなかったため、学校司書を学校において活用し、子どもの読書習慣や学力をつけるという想定で本要綱を策定しました。特に、学校司書の職務を規定し、勤務時間についても、学校図書館を地域に開放することや放課後児童クラブの子どもたちに解放するということを想定し、柔軟に対応できるような規定としているものです。今後は学校長とも話し合っ、配置を考えていきたいと思ひます。

○**教育長** ただいまの説明に対し、ご意見などがございましたらお受けいたします。

【なし】

○**教育長** 次に、「教職員多忙化解消アクションプランの概要について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○**学校教育課長** はい、教育長。教職員多忙化解消アクションプランの概要についてですが、これは、教職員が自ら学び、児童生徒と向き合う時間を確保するため、長時間勤務を改善することにより、学校のチーム力や教員の指導力を最大化し、豊かな教育環境の形成を目指すことを目的にしております。プランは3年間で、2017年度比較で、時間外勤務時間を30%削減することを3年間の削減目標値としております。平

成29年度も各学校には10%減を目標をお願いをしておりましたが、次年度以降も取り組みを継続していく形で各学校をお願いしていきたいと思ひます。

○**教育長** ただいまの説明に対し、ご意見などがございましたらお受けいたします。補足ですが、西白河教育長会議の中でも、歩調を合わせていきましょうと言う事を確認しておりますので、西白河郡内の市町村同じように取り組んでいくこととなります。

○**教育長** それでは、以上をもちまして白河市教育委員会2月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

【午後4時52分閉会】

以上の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

平成30年4月24日

教 育 長

1 番 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員